

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 29 年 2 月 21 日（火）午前 10 時 29 分～午前 10 時 47 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部指導担当参事、会計管理者 欠席者：教育部学校教育担当部長、議会事務局長
議 題	1 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）について 2 武蔵村山市公共施設等総合管理計画（案）について 3 武蔵村山市第二次健康増進計画・食育推進計画（案）について 4 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題 1：原案のとおり決定する。 議題 2：原案のとおり決定する。 議題 3：原案のとおり決定する。 議題 4：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）  （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（案）について （企画財務部長説明） 平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図るための大綱の策定が義務付けられた。教育大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。現在の教育大綱については、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間とする、武蔵村山市教育振興基本計画の基本理念、教育目標及び基本方針を、教育大綱とすることに決定したが、教育振興基本計画が本年度をもって満了となることから、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年を計画期間とする、教育大綱を策定するものである。資料に基づく内容は、企画政策課長から説明する。  （企画財務部企画政策課長説明） 教育大綱については、平成 28 年 12 月に武蔵村山市大綱策定委員会にて作成した原案を市長に報告し、本年 2 月 8 日に行われた市議会全

員協議会にて内容の説明を行ったところである。市議会全員協議会では質問を1件いただいたが、内容に係る意見等は特になかったため、教育大綱原案の修正は行っていない。ただし、資料1の13ページ「策定経過」について、2月15日に平成28年度第2回総合教育会議にて、教育大綱（案）の協議をいただいたことから、最下段の項目を追加している。なお、総合教育会議の協議による修正等は行っていない。

本日は、教育大綱部分についてのみ審議いただき、第二次教育振興基本計画部分については、2月23日開催予定の教育委員会臨時会にて決定をいただく予定である。そのほか、参考資料として概要版を配布しているため、参照いただきたい。説明は以上である。

（質 疑）

特になし。

（結 果）

原案のとおり決定する。

## 議題2 武蔵村山市公共施設等総合管理計画（案）について

（企画財務部長説明）

公共施設等総合管理計画については、平成26年4月22日付で総務省から各地方公共団体に対して策定要請がなされた。これを受け、市が所有する建築系公共施設及び土木系公共施設について、今後の施設の老朽化による大規模修繕や建て替え、少子高齢化や人口構造の変化による市税収入の減少や扶助費の増加といった厳しい財政運営に対応するため、長期的かつ計画的に公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを行うことにより、財政負担を軽減・平準化して、その最適な配置を実現するために策定するものである。資料に基づく内容は、企画政策課公共施設活用担当課長から説明する。

（企画財務部公共施設活用担当課長説明）

公共施設等総合管理計画については、平成29年1月19日に武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部会議の原案決定を受け、同年2月8日に市議会全員協議会で内容の説明を行ったところである。市議会全員協議会では、重点プランに関する質問など、合計11項目について意見等をいただいた。内容については、配布資料2のとおりである。

なお、意見等による計画原案の修正はないが、資料1の97頁「重点プラン2」の取組事項欄について、より適切な分かりやすい表現とするよう一部記載内容の修正を行ったほか、数箇所について字句等

の精査を行っている。また、参考資料として概要版を配布しているので、参照いただきたい。説明は以上である。

(質 疑)

- 下水道について、概要版 3 頁に「下水道の普及率は平成 12 年度には 100%となっている」と記載があり、本編 34 頁では「平成 12 年度には汚水処理人口普及率は 100%」という記載になっている。100%というのは下水道の中の汚水であり、雨水はまだ進んでいない。さらに、100%は人口普及率であって、地区別で見ると 97.5%である。残りの 2.5%の区域には居住者がいないため、人口普及率は 100%となる。概要版を見ると全てが 100%のように捉えられるので、記載を工夫されたい。
- 指摘を踏まえ、概要版について誤解のないような表記に修正する。

(結 果)

原案のとおり決定する。

### 議題 3 武蔵村山市第二次健康増進計画・食育推進計画（案）について （健康福祉部長説明）

本計画は、健康増進法第 8 条第 2 項及び食育基本法第 18 条第 1 項の規定に基づき、策定するものである。現行の計画は別々に策定されているが、市民の更なる健康づくり及び食育への取組を一体的に推進していくため、健康増進計画及び食育推進計画の二つの計画を一本化し、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 か年を計画期間とし、策定するものである。資料に基づく内容は、健康推進課長から説明する。

（健康福祉部健康推進課長説明）

第二次健康増進計画・食育推進計画については、平成 29 年 1 月 30 日に原案を決定し、市長へ報告した後、2 月 8 日に市議会全員協議会で内容の説明を行ったところである。市議会全員協議会でいただいた意見のうち、4 件について計画案の文言等の整理をした。

資料 2 を御覧いただきたい。1 点目は、「朝食の欠食率について東京都全体との比較をしてほしい」という意見から、資料 1 の 94 頁の資料編に「(11) 小中学生の朝食欠食率」を追加した。それに伴い、資料 1 の 13 頁の表下段に「小中学生の朝食欠食率」の項目を追加した。

2 点目は、「食の安全について計画に反映してほしい」という意見から、資料 1 の 30 頁の「市が行う主な取組」の上から 3 段目の「子

	<p>どもの栄養と歯科相談」の内容の 1 行目を「乳幼児の保護者を対象に食の安全について啓発するとともに」と文言を追加し整理した。このほか、38、51 及び 73 頁の再掲についても、同様に修正している。</p> <p>3 点目は、「基本施策の『野菜摂取の推進』において、料理法の工夫についての情報提供などの取組が抜けているのではないか」という意見から、資料 1 の 39 頁、上段の表「地場産野菜の利用促進」の内容の 2 行目を「地場産野菜の料理法の紹介や摂取を呼び掛けます」と文言を追加し整理した。</p> <p>4 点目は、「身体活動量」の注釈の記載についての意見から、資料 1 の 40 頁の下段に「※14」として「身体活動量」の注釈を追加した。</p> <p>なお、5 点目及び 6 点目のがんの関係については、現行どおりとし、修正等を行っていない。その他字句等の精査を行っている。また、参考資料として概要版を配布しているので、参照いただきたい。説明は以上である。</p> <p>(質 疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ SP コードは、本計画にのみ付けるのか。</li> <li>● 福祉系の計画には付けている。</li> </ul> <p>(結 果)</p> <p>原案のとおり決定する。</p> <p>議題 4 その他 特になし。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 : )</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示 (根拠法令等 : )</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財務部 企画政策課 (内線 : 374)</p>
--------------	-------------------------------

(日本工業規格 A 列 4 番)